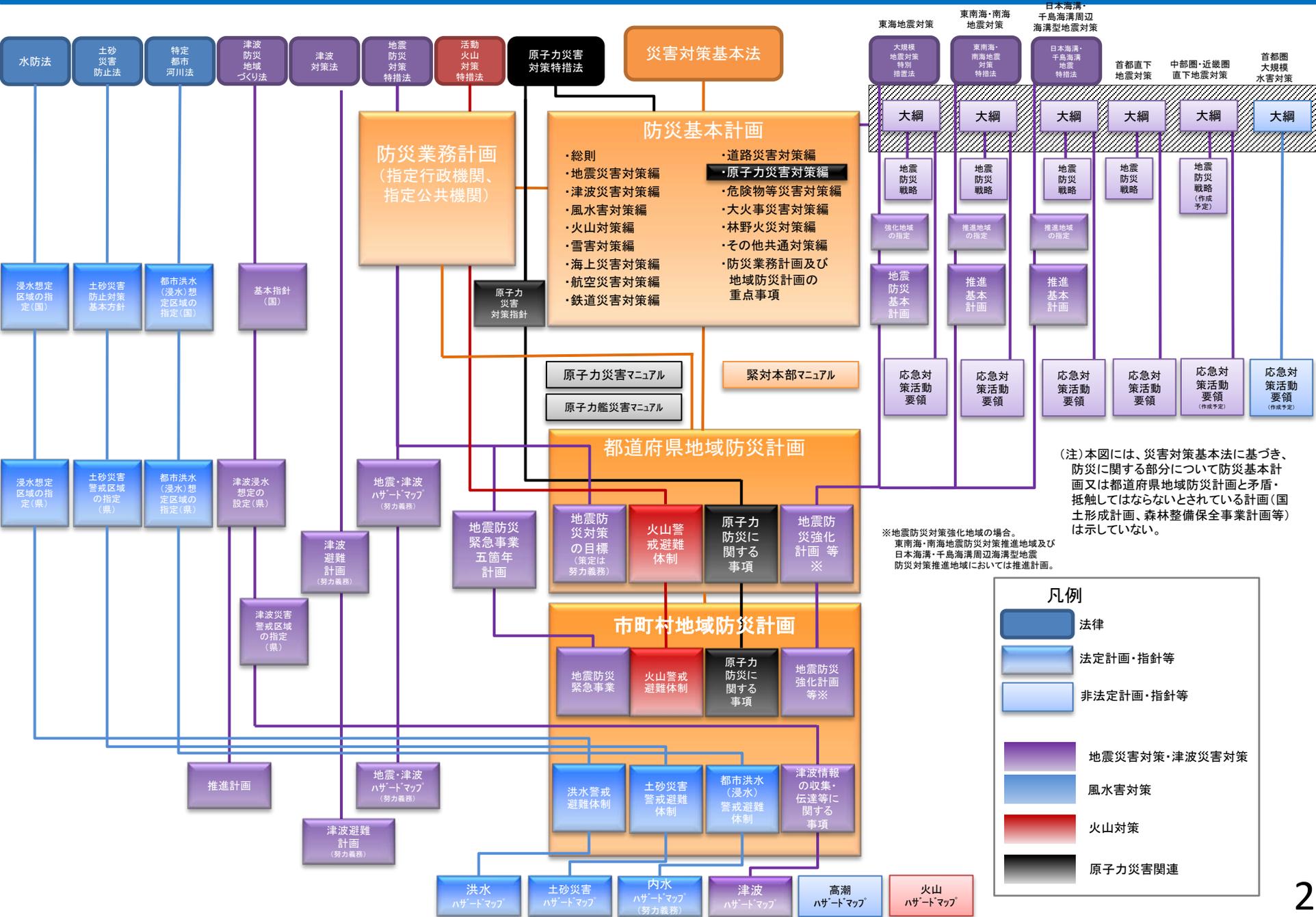


防災計画について

平成25年12月4日
内閣府(防災計画担当)

1. 防災計画体系について

国・地方における防災計画の体系



災害対策基本法における防災計画の体系

- 防災基本計画は、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する計画で、防災業務計画や地域防災計画の基本となるもの
- 指定行政機関・指定公共機関は防災業務計画を、都道府県・市町村防災会議は地域防災計画を作成

防災基本計画

※各種防災計画の基本

中央防災会議(会長:内閣総理大臣)

※内閣総理大臣をはじめ全閣僚、指定公共機関の代表者、学識経験者により構成

防災業務計画

指定行政機関：中央省庁

防災業務計画

指定公共機関：

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、通信会社、電力会社、ガス会社、道路会社 など

地域防災計画

都道府県防災会議(会長:知事)

市町村防災会議(会長:市町村長)

防災計画に関する災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定①

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

七 防災計画 防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。

(防災基本計画の作成及び公表等)

第三十四条 中央防災会議は、防災基本計画を作成するとともに、災害及び災害の防止に関する科学研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行なわれた災害応急対策の効果を勘案して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 中央防災会議は、前項の規定により防災基本計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに指定行政機関の長、都道府県知事及び指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

第三十五条 防災基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 防災に関する総合的かつ長期的な計画

二 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

三 前各号に掲げるもののほか、防災業務計画及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項で、中央防災会議が必要と認めるもの

2 防災基本計画には、次に掲げる事項に関する資料を添付しなければならない。

一 国土の現況及び気象の概況

二 防災上必要な施設及び設備の整備の概況

三 防災業務に従事する人員の状況

四 防災上必要な物資の需給の状況

五 防災上必要な運輸又は通信の状況

六 前各号に掲げるもののほか、防災に関し中央防災会議が必要と認める事項

(指定行政機関の防災業務計画)

第三十六条 指定行政機関の長は、防災基本計画に基づき、その所掌事務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

第三十七条 防災業務計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 所掌事務について、防災に関しとるべき措置

二 前号に掲げるもののほか、所掌事務に関し地域防災計画の作成の基準となるべき事項

2 指定行政機関の長は、防災業務計画の作成及び実施にあたっては、他の指定行政機関の長が作成する防災業務計画との間に調整を図り、防災業務計画が一体的かつ有機的に作成され、及び実施されるように努めなければならない。

防災計画に関する災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定②

(指定公共機関の防災業務計画)

第三十九条 指定公共機関は、防災基本計画に基づき、その業務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 指定公共機関は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、速やかに当該指定公共機関を所管する大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、及び関係都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

(都道府県地域防災計画)

第四十条 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

(市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

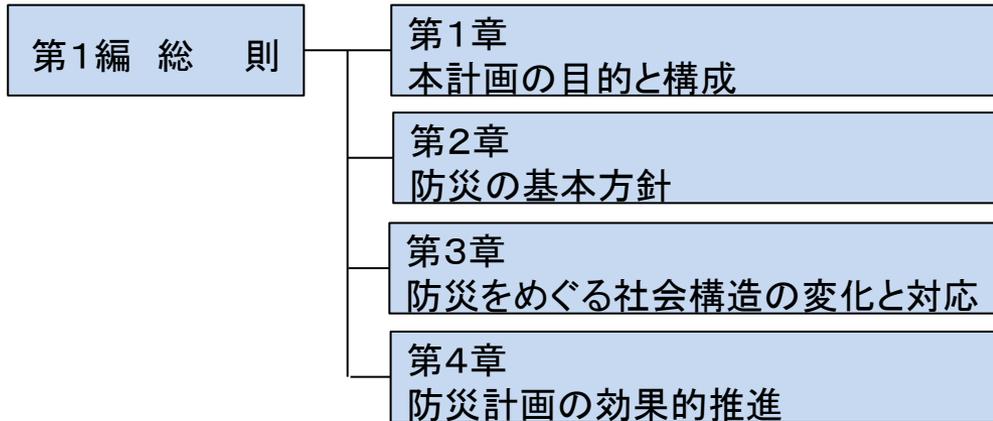
海外における防災計画の事例

	アメリカ	フランス	イギリス	タイ
名称	国家応急対応フレームワーク(NRF: National Response Framework)	ORSEC計画 (民間安全保障に関する対応体制)	緊急事態対応のための方針 緊急事態計画	国家防災及び減災計画
根拠法	スタフォード災害救助・緊急事態支援法	民間安全保障の刷新に関する2004年の法律	民間緊急事態法	2050年防災及び減災法
作成主体	国土安全保障省	市町村保護計画:市町村 県ORSEC:デパルトマン地方長官、 管区ORSEC:レジオン地方長官、 海上ORSEC:海軍管区長官	方針:民間緊急事態事務局 (国家安全保障事務局内) 事態計画:地方公共団体等	国家防災及び減災委員会 (県・都レベルでも各防災及び減災委員会で作成)
対象災害	あらゆる災害を対象	あらゆる災害を対象	あらゆる災害を対象	あらゆる災害を対象
計画の構成	○オールハザードアプローチ ○本文と3つの付属書(応急対応の組織と役割、資金管理、特殊事態)からなる ○準備、対応、復旧の3段階で構成	○各災害共通の一般規定と災害(洪水、サイクロン等)ごとの特殊規定で構成	○緊急事態計画は、応急体制や関係機関との調整を明確にするとともに、予防、準備、即応、復興の各段階総合的な防災計画とする	○組織と指令系統を記載 ○対策を災害発生前、発生時、発生後の三段階で整理
概要	○連邦が行う大規模災害対応を基本に、地方政府とも連携した体系的な対応方を記載 ○災害応急対策について、調整機関、主要機関、支援機関の役割を記載 ○FEMAで総合調整	○災害応急体制について定めたもの ○市町村保護計画を土台に、県ORSEC、管区ORSECに定める(海上災害は別途海上ORSECを定める) ○自然災害の危険可能性のある地区については、国が想定自然災害防止計画(PPR)を作成	○国は、各機関の緊急事態対応のための方針(CONOPS)を作成 ○地方公共団体等は、危機リスク評価を踏まえた緊急事態計画(対応計画)を作成 ※07年大洪水を受け、民間緊急事態法の見直し中。重要インフラのレジリエンス向上に取り組んでいる	○関係行政機関、民間部門の防災・減災計画立案の基礎となるもので、3年ごとに見直し ○防災・減災の原則、災害時の対応、市民保護等について記載

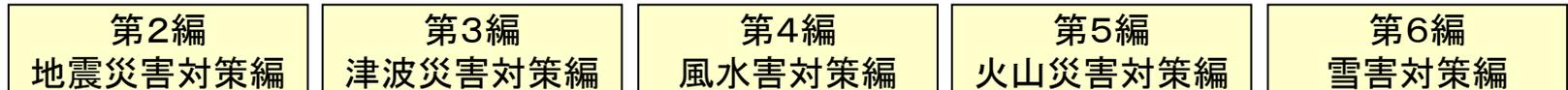
2. 防災基本計画について

防災基本計画の構成

- 現行防災基本計画は、第1編総則に続き、災害の種類ごとに編を構成
- 第16編で防災業務計画、地域防災計画において重点を置くべき事項を記載



【自然災害各編】



【事故災害対策各編】



第15編 その他の災害に共通する対策編

第16編 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

これまでの防災基本計画修正の経緯 ①

- 防災基本計画は、昭和38年に作成。
- 平成7年に自然災害対策編、平成9年に事故災害対策編を追加

決定年月日	昭和38年6月14日	昭和46年5月25日	平成7年7月18日	平成9年6月3日
分量 (ページ※)	13	14	185	375
計画構成	全6章13節 ○災害の種類ごとでなく、 ・防災体制(災害即応体制) ・防災事業(国土保全等) ・災害復興 ・防災研究 ・防災業務計画等の重点事項等について章を構成	全6章13節 ※編構成は修正せず	全6編20章74節(共通編除く) ○自然災害について、以下の災害対策ごとに編を構成 ・震災対策 ・風水害対策 ・火山災害対策 ・その他災害対策	全15編47章215節 ○雪害対策編を追加 ○事故災害について以下の災害対策ごとに編を構成 ・海上災害 ・航空災害 ・鉄道災害 ・道路災害 ・原子力災害 ・危険物等災害 ・大規模火事災害・林野火災
背景	・S34.9.26伊勢湾台風 ・S36.11.15災害対策基本法制定	S42.9.6災害防止対策に関する行監勧告(最近の経済社会に対応した見直しを勧告)	H7.1.17阪神・淡路大震災	H9.1.2ナホトカ号油流出事故
主な内容	<計画の主な内容> ○災害対策基本法の制定を受け、作成 ○災害の未然防止、被害の軽減、災害復旧のための諸施策について記載	<修正の主な内容> ○地震対策の充実(地震予知等の施設、消防用ヘリの整備) ○危険物対策、石油コンビナート対策、林野火災対策を新たに位置づけ	<修正の主な内容> ○災害の種類別に編を構成 ○予防、応急、復旧・復興の順に記載 ○主体の明確化、対策の具体化 ○近年の高齢化等の社会構造の変化を踏まえるべき旨を記載	<修正の主な内容> ○事故災害対策の追加(非常対策本部の設置等の体制整備) ○雪害対策編の追加

※ページ数はレイアウトの違いがあるため参考

これまでの防災基本計画修正の経緯 ②

○ 災害の教訓や防災対策の進展を踏まえ、順次修正を実施

決定年月日	平成12年5月30日	平成14年4月23日	平成16年3月31日	平成17年7月26日
分量 (ページ※)	389	408	417	395
計画構成	全15編47章219節 ※編構成は修正せず	全15編47章227節 ※編構成は修正せず	全15編48章227節 ※編構成は修正せず	全15編48章227節 ※編構成は修正せず
背景	H11.9.30茨城県東海村 ウラン加工施設臨界事故	・H11.6.29広島県豪雨災害 ・H11.9.24熊本県高潮災害	H16.3.31東南海・南海地震 防災対策推進計画作成	・H16.7.28地震防災戦略作成 ・H16.12.26インド洋津波災害 (スマトラ沖地震)
主な内容	<p><修正の主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○原子力災害対策特別措置法の制定に伴い、原子力災害対策編を修正 	<p><修正の主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○洪水対策、土砂災害対策、高潮対策について、住民等への情報伝達、避難対策について記述を充実 ○原子力艦の原子力災害について新たに位置づけ 	<p><修正の主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○東南海・東海地震防災対策推進基本計画作成等を受けた修正(公共建築物の耐震強化など) ○緊急地震速報の提供体制の整備など施策の進展を踏まえ修正 	<p><修正の主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民運動の展開、企業防災の促進 ○地震防災戦略の作成・実施 ○津波避難ビルの整備等の津波対策 ○集中豪雨時の情報伝達、高齢者等の避難支援などについて記述を充実

※ページ数はレイアウトの違いがあるため参考

※このほかH12.12、H19.3に省庁再編・組織変更に伴う修正を実施

これまでの防災基本計画修正の経緯 ③

○ 東日本大震災後に2度にわたり修正し、津波災害対策編の追加、原子力災害対策の強化を行った

決定年月日	平成20年2月18日	平成23年12月27日	平成24年9月6日
分量 (ページ)	417	495	574
計画構成	全15編48章227節 ※編構成は修正せず	全16編50章217章 ※「津波災害対策編」を追加	全16編51章224章 ※編構成は修正せず
背景	H19.7.16新潟県中越沖地震	H23.3.11東日本大震災	H23.3.11 東日本大震災 H24.6.27 災害対策基本法の一部改正 H24.9.19 原子力規制委員会の発足
主な内容	<p><修正の主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○総則の充実 (防災計画のフォローアップ、男女共同参画の視点の取入れ等) ○緊急地震速報の本格運用に伴う伝達体制整備 ○竜巻等突風対策の位置付け ○火山噴火警報・警戒レベルの導入 ○原子力災害対策強化 (原子力施設の火災対策) ○中央省庁の業務継続計画の作成について記載 	<p><修正の主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波災害対策編の新設 ○地震・津波対策の抜本的強化として、 <ul style="list-style-type: none"> * 津波に強いまちづくり * 地震・津波の研究及び観測体制の充実 * 津波警報の伝達、避難体制の確保の見直し ○避難所の生活環境改善や女性ニーズへの配慮、重大な土砂災害緊急情報の市町村への提供など、最近の防災対策の見直しの反映 	<p><修正の主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模広域災害への即応力の強化 (自治体間の相互応援の促進等) ○大規模広域災害における被災者への対応改善(救援物資の確実な供給等) ○原子力災害対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> * 政府の原子力災害への対応強化 * 事故収束活動の体制構築及び支援 * 住民保護と被災者支援 (モニタリング、避難住民対応等) * 通信網など防災インフラの充実 * 除染等の事後対策

※ページ数はレイアウトの違いがあるため参考

最近の防災基本計画の修正（H23.12）

修正の方針

中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」最終報告（平成23年9月28日公表）を踏まえ、提言内容の具体化を図った。

■ 主な修正項目

1. 「津波災害対策編」の新設

2. 東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化

- ① あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波想定の実施
- ② 二つのレベルの想定とそれぞれの対策
 - ・ 最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策
 - ・ 比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備
- ③ 津波に強いまちづくり
 - ・ 浸水危険性の低い地域を居住地域とする土地利用、避難場所・避難ビル等の計画的整備 等
(津波到達時間が短い地域ではおおむね5分程度で避難が可能となるまちづくりを目指す)
- ④ 国民への防災知識の普及
 - ・ 強い揺れを感じた場合等迷うことなく迅速かつ自主的に避難することなどの知識の普及
 - ・ 防災教育の実施、津波に関する教育プログラムの開発
 - ・ 津波ハザードマップの整備及び住民への周知 等

⑤地震・津波に関する研究及び観測体制の充実

⑥津波警報等の伝達及び避難体制確保

- ・ 受け手の立場に立った津波警報等の発表
- ・ 携帯電話等多様な手段による確実な伝達
- ・ 具体的かつ実践的な避難計画の策定、避難支援の行動ルール化 等

⑦地震の揺れによる被害の軽減策

- ・ 浅部地盤データの収集・データベース化等の液状化対策、天井等の落下物対策 等

3. 最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しの反映

- ・ 避難所等における生活環境改善や女性ニーズへの配慮
- ・ 洪水等の警報、避難勧告等に係る伝達文の工夫
- ・ 避難勧告等に資する土砂災害緊急情報の市町村への提供
- ・ 実践的な避難計画の策定等、噴火時等の火山災害対策等

最近の防災基本計画の修正（H24.9）

背景

災害対策基本法の改正
（平成24年6月）

中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告
（平成24年7月）

原子力規制委員会設置法等の制定
（平成24年6月）

■ 主な修正項目

大規模広域災害への対策

1 災害に対する即応力の強化

- 発災時における**積極的な情報の収集・伝達・共有**の強化
（市町村が被害状況報告できなくなった場合に、都道府県が自ら情報収集）
- 地方公共団体間の相互応援**等を円滑化するための平素の備え
（受援・支援計画の作成、協定の締結）
- 地方公共団体と民間団体間における協定締結**等を推進
（例：物資調達・供給協定）
- 多様な主体による**共同防災訓練**の実施
（国、公共機関、地方公共団体、学校、NPO等の参加の促進）
- 複合災害**への対応（対策本部間の連絡・調整、要員・資機材の投入計画作成、複合災害を想定した訓練等）

2 被災者への対応改善

- 要請を待たずに物資の輸送を開始するなど、**救援物資等を被災地に確実に供給**する仕組みの導入
- 市町村・都道府県の区域を越えた被災者の受入れ（**広域一時滞在**）協定締結の推進
- 市町村を越えた広域的な避難者について、**避難元と避難先の地方公共団体の連携強化**
（例 避難者情報の共有による、情報や物資の避難者への確実な送付）

3 教訓伝承、防災教育の強化等による地域の防災力の向上

- 住民による災害教訓伝承**とその支援
（国民運動の一環としての啓発、災害に係る資料の収集・保存・公開）
- 地域防災計画の策定への**多様な主体の参画**（例：女性、障害者等）

原子力災害への対策

1 政府の原子力災害への対応強化

- 官邸の**意思決定及び情報発信機能の強化**（例：初動時からの委員長等の官邸参集）
- オンサイト・オフサイト対応の役割の明確化**（例：電力本店等に事態即応センターを設置し事故収束対応の拠点とするとともに、現地本部をOFCに設置して住民の安全確保に特化）
- 複合災害やシビアアクシデント等を想定した実践的な訓練の実施**
- 複合災害が発生し、対策本部が複数設置された場合には、**相互連携**に努める。

2 オンサイト対応（事故収束活動の体制・支援）

- 緊急時対策所、後方支援拠点、原子力レスキューの整備等の原子力事業者の防災体制強化
- 平時からの訓練等を通じた**実動組織も含めた連携・体制の強化**

3 オフサイト対応（住民防護・被災者支援）

- 区域ごとに予め避難手順を定めておく計画の準備の導入、SPEEDIの予測結果の公表手順の明確化を含む緊急時モニタリングの体制整備等**による住民防護措置の強化
- 原子力被災者生活支援チームの設置により、**避難住民の受入先確保、一時立入り等の緊密な支援を行う体制**を構築

4 防災インフラ・防災資機材の充実

- 官邸、原子力規制庁、原子力事業者、自治体を繋ぐ**TV会議等の通信網の整備**
- 複合災害時にも途絶しない通信網を確保するため、**衛星回線等による経路の多重化、非常用電源の確保**を実施
- オフサイトセンターの設備基盤強化**（例：放射線防護対策の強化、代替施設の確保）

5 事後対策

- 緊急事態解除宣言後も、**政府が健康相談や除染等に責任を持つ体制**を明記

現行防災基本計画の特徴について ①

- 現行防災基本計画は、各災害対策編ごとに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3章で構成し、各主体の役割分担を明確にしている。

1. 各災害対策編の記述

(1) 予防、応急、復旧・復興の段階ごとに整理

各災害対策編は、以下の3章で構成している。

第1章 災害予防

- ・災害に強い国づくり、まちづくり
- ・国民の防災活動の促進
- ・災害に関する研究・観測等の推進
- ・災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第2章 災害応急対策

- ・発災直後の情報の収集・連絡、活動体制の確立
- ・救助・救急、医療、消火活動、緊急輸送、避難收容、物資調達等
- ・社会秩序の維持、物価の安定
- ・応急復旧、二次災害の防止活動
- ・自発的支援の受入れ

第3章 災害復旧・復興

- ・復旧・復興の基本方向の決定、迅速な現状復旧、計画的復興の進め方
- ・被災者等の生活再建等の支援
- ・被災地域の経済復興支援

現行防災基本計画の特徴について ②

(2) 各主体の役割分担を明確化

国、地方公共団体、企業等の主語を明確にし、各主体の役割分担を明確にしている。

<防災基本計画における記載(抜粋)>

第2編 地震災害対策編 第1章 災害予防 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

6 物資の調達、供給活動関係

- 地方公共団体は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくものとする。
- 物資関係省庁〔農林水産省、厚生労働省、経済産業省、総務省〕は、食料、飲料水、医薬品及び燃料等生活必需品並びに通信機器等の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。
- 経済産業省は、国等が物資の在庫情報等を共有するための環境整備を行うものとする。

記述の仕方は、各主体に義務付けをするものから、努力規定にとどまるものまで様々である。

<防災基本計画における記載(抜粋)>

第2編 地震災害対策編 第1章 災害予防

- 国〔内閣府、各省庁、国立国会図書館、国立公文書館等〕及び地方公共団体は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。
- 住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。国及び地方公共団体は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。
- 国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。
- 地方公共団体は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。

第2編 地震災害対策編 第3章 災害復旧・復興

- 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や被災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に被災証明を交付するものとする。

現行防災基本計画の特徴について ③

- 防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項については、第16編で示している。

2. 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

第1編(総則)で、防災基本計画は、防災に関する事項を網羅的に示すもので、地方公共団体が地域防災計画を作成する際に、当該地域の自然的、社会的条件等を考慮するとしている。

<防災基本計画における記載(抜粋)>

第1編 総則 第4章 防災計画の効果的推進

○本計画は、想定した災害の諸形態を考慮して、防災に関する事項を網羅的に示しているものであるが、地方公共団体が地域防災計画を作成するに当たっては、当該団体の自然的、社会的条件等を勘案して、各事項を検討の上、必要な事項を記載し、また、特殊な事情がある場合には、適宜必要な事項を付加するものとする。

第16編で、防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項について、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興に分け、全74項目に整理している。

<防災基本計画における記載(抜粋)>

第16編 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

第1章 災害予防に関する事項

1 国土保全施設の整備に関する事項

災害を予防するための国土保全施設の整備に関する計画

第2章 災害応急対策に関する事項

1 災害に対する予報及び警報の伝達並びに警告の方法に関する事項

予報及び警報並びに警告を迅速、かつ、正確に伝達するため、全通信施設の一体的活動による通信の確保等、伝達組織及び方法並びに警告の発令基準等に関する計画

第3章 災害復旧・復興に関する事項

1 災害復旧・復興の実施の基本方針に関する事項

民生の安定、社会経済活動の早期回復、再度災害の防止、防災まちづくり等のため、迅速、かつ、適切な災害復旧・復興、復旧・復興事業とあわせて施行することを必要とする施設の新設又は改良、復旧・復興資材の円滑な供給等に関する計画

現行防災基本計画の特徴について ④

- 現行計画は、計画期間を定めず、また施策間の優先順位をつけずに、網羅的に防災対策について記載している。

3. その他の特徴について

(1) 計画期間の定めはない

防災基本計画は、「防災に関する総合的かつ長期的な計画」であるが、具体的な計画期間は設定していない。

(2) 施策間の優先付けはしていない

(3) 防災基本計画の効果的推進

防災基本計画を効果的に推進するため、以下のことを行うとしている。

- ・ 防災基本計画は、網羅的に施策を記載しているが、地域防災計画、防災業務計画を作成する際に地域特性に配慮すること
- ・ 計画に基づくマニュアルの作成・訓練の実施等により指定行政機関・地方公共団体等は防災計画を効果的に推進すること
- ・ 基本計画の実施状況、基本計画に基づく防災業務計画及び地域防災計画の作成・実施状況を把握すること
- ・ 時々の防災上の重要課題を把握し、基本計画に反映させていくこと

<防災基本計画における記載(抜粋)>

第1編 総則 第4章 防災計画の効果的推進

- 本計画は、想定した災害の諸形態を考慮して、防災に関する事項を網羅的に示しているものであるが、地方公共団体が地域防災計画を作成するに当たっては、当該団体の自然的、社会的条件等を勘案して、各事項を検討の上、必要な事項を記載し、また、特殊な事情がある場合には、適宜必要な事項を付加するものとする。
- 指定行政機関、指定公共機関及び地方公共団体の防災担当部局はこれら防災計画を効果的に推進するため、他部局との連携また機関間の連携を図りつつ、次の3点を実行するものとする。
 - ・ 必要に応じた計画に基づくマニュアルの作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底
 - ・ 計画、マニュアルの定期的な点検
 - ・ 他の計画(開発計画、投資計画等)の防災の観点からのチェック
- 中央防災会議は、本計画の実施状況並びにこれに基づく防災業務計画及び地域防災計画の作成状況及び実施状況を定期的に把握するとともに、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、これを本計画に的確に反映させていくものとする。

防災基本計画の添付資料について

○ 防災基本計画では、国土の現況・気象の概況、防災上必要な施設・設備の整備の概況などについての資料を添付することとしているが、昭和61年の修正を最後に、更新していない。

《参考：災害対策基本法》

第三十五条（略）

2 防災基本計画には、次に掲げる事項に関する資料を添付しなければならない。

- 一 国土の現況及び気象の概況
- 二 防災上必要な施設及び設備の整備の概況
- 三 防災業務に従事する人員の状況
- 四 防災上必要な物資の需給の状況
- 五 防災上必要な運輸又は通信の状況
- 六 前各号に掲げるもののほか、防災に関し中央防災会議が必要と認める事項

見出し	主な内容(昭和61年)
I 国土の現況 及び気象の概況	地形、地質／地震・津波発生状況／火山分布／国土利用の状況・危険物施設の分布／地盤沈下／気象の概況(台風発生状況、最大降水量、気温等)
II 防災体制	防災関係機関の状況／防災計画の作成の状況／自主防災組織の状況／防災業務に従事する人員の状況／その他(地方公共団体における災害対策本部設置状況、主な災害融資の状況等)
III 防災上必要な施設 及び設備の整備の概況	気象業務用施設／消防施設／水防用施設／救急救護用施設／活動火山対策施設／雪害対策施設／石油コンビナート等特別防災区域の防災資機材／海上防災設備／原子力防災施設設備
IV 防災上必要な事業の 概況	国土保全事業(治山・治水・急傾斜地崩壊対策・海岸保全・農地等防災)／都市防災事業(避難地・避難路、防災拠点等)／危険地帯からの移転事業(防災集団移転促進事業等の実施状況)
V 防災上必要な物資の 需給の状況	救急医薬品の確保状況／応急物資の備蓄状況／復旧資材の在庫数量／維持管理防災用機械(排水ポンプ車、照明車等)の保有状況
VI 防災上必要な運輸 及び通信の状況	防災上必要な運輸の状況(貨物自動車台数等)／防災上必要な通信の状況(気象業務用通信、中央防災無線網等)
VII 防災関係予算等の 状況	防災関係予算の推移／年災別事業別災害復旧事業費の推移／防災に関する広報等の実施状況
VIII 過去の災害による被害 状況	過去の主な災害(風水害・雪害・地震・津波災害・火山災害・大火災・コンビナート事故・交通災害等)

他の法律に基づく基本計画等の例

計画名	国土形成計画	環境基本計画	消費者基本計画	科学技術基本計画	海洋基本計画
根拠法	国土形成計画法 (昭和25年法律第205号)	環境基本法 (平成5年法律第91号)	消費者基本法 (昭和43年法律第78号)	科学技術基本法 (平成7年法律第130号)	海洋基本法 (平成19年法律第33号)
決定	閣議決定	閣議決定	閣議決定	閣議決定 ^{※1}	閣議決定
下位計画	広域地方計画 (作成：国土交通大臣)	なし ^{※2}	なし	なし	なし
計画期間	概ね10年	定めなし (作成後5年程度で見直し)	5年	5年	5年
作成/最終修正年月	平成20年7月	平成24年4月	平成22年3月 (最終修正：25年6月)	平成23年8月	平成25年4月
目標	<p>【定性的な5つの目標】 新しい国土像実現のための戦略的目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東アジアとの円滑な交流・連携 ○持続可能な地域の形成 ○災害に強いしなやかな国土の形成 ○美しい国土の管理と継承 ○「新たな公」を基軸とする地域づくり 	<p>【施策分野ごとに定性的な中長期目標と定量的な指標を設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中長期目標：地球規模の環境保全、持続可能な地域づくり等 ○定量的な指標：資源循環利用率、大気汚染環境基準達成率等（数値目標と目標年度を設定） 	<p>【政策の基本的方向として定性的な3つの目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援 ○地方公共団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上 ○経済社会の発展への対応（環境配慮、高度情報通信社会、国際化） 	<p>【定性的な5つの目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○震災からの復興・再生、持続的成長と社会の発展 ○安全かつ豊かで質の高い国民生活の実現 ○大規模災害など地球規模の問題解決 ○国家存立の基盤となる科学技術の保持 ○「知」の資産創出、科学技術を文化として育む 	<p>【目指すべき姿として定性的な4つの目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際協調と国際社会への貢献 ○海洋の開発・利用による富と繁栄 ○「海を守る国」づくり ○未踏のフロンティアへの挑戦
主な内容	<p><計画の概要> 国土形成に関する基本的方針、目標、基本的施策を示す</p> <ul style="list-style-type: none"> ○分野別施策（地域整備、産業、文化・観光、防災、国土資源、環境保全・景観、新たな公）に施策の基本的方向 ○計画の効果的推進（計画のモニタリング等） ○広域地方計画の作成・推進の基本的考え方 	<p><計画の概要> 環境の保全に関する総合的、長期的な施策の大綱を示す</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境の状況（世界・日本）と環境政策の展開の方向 ○重点分野（経済社会グリーン化、持続可能な社会のための地域・人づくり、地球温暖化、生物多様性、水環境・大気環境保全等）ごとの政策 ○震災復興に際しての配慮事項・放射性物質による環境汚染対策 ○計画の効果的推進（他計画との連携や計画の見直し） 	<p><計画の概要> 政府をあげた消費者政策の計画的・一体的推進のための基本的方向を示す</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費者政策の基本的方向 ○重点施策（消費者の自助・自立促進、地方消費者行政の強化、消費者の信頼確保等） ○基本的方向に沿った具体的施策 ○消費者基本計画の検証・評価・監視 	<p><計画の概要> これからの10年を見通した今後5年間の科学技術の国家戦略を示す</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本認識（計画の位置付け、前期計画の実績・課題等） ○将来にわたる持続的な成長と社会の発展の実現（震災からの復興・再生、科学技術イノベーションの推進） ○我が国が直面する重点課題（質の高い国民生活、産業競争力強化、国家安全保障等）への対応 ○基礎研究・人材育成強化 ○政策の展開（推進体制等） 	<p><計画の概要> 海洋施策の基本的な方針、総合的・計画的推進が必要な施策を示す</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海洋施策の基本的方針（現状と課題、重点的に推進すべき取組（海洋産業振興、海洋の安全確保、海洋調査の推進等）、施策の方向性） ○政府が総合的・計画的に講ずべき施策（海洋資源開発、海洋環境保全、海洋の安全確保等） ○施策の総合的・計画的推進（本部のあり方等）

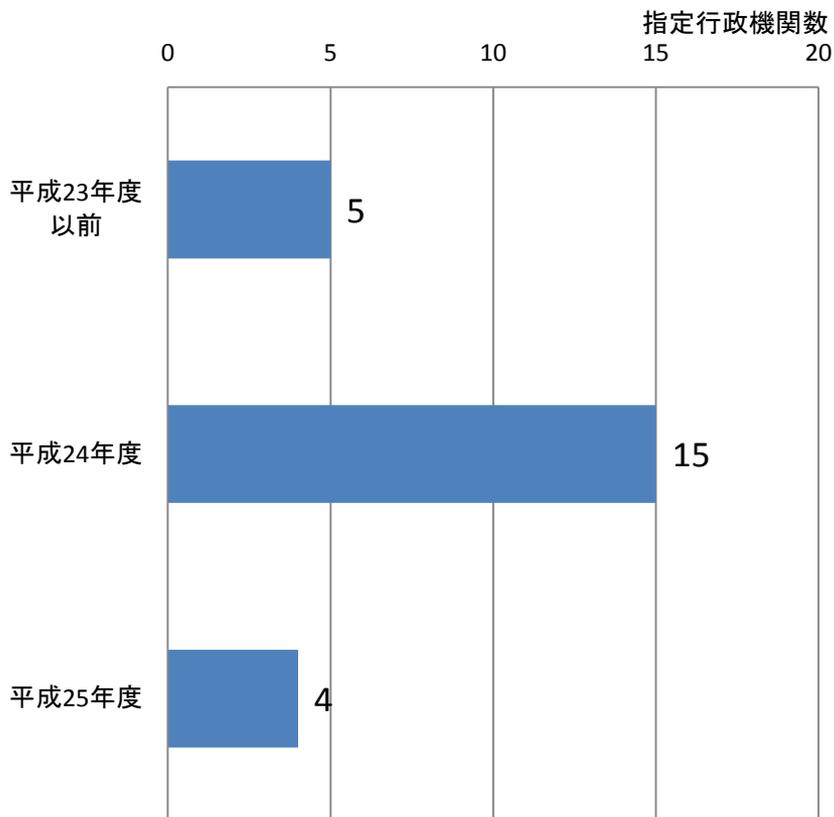
3. 防災業務計画について

防災業務計画の作成状況

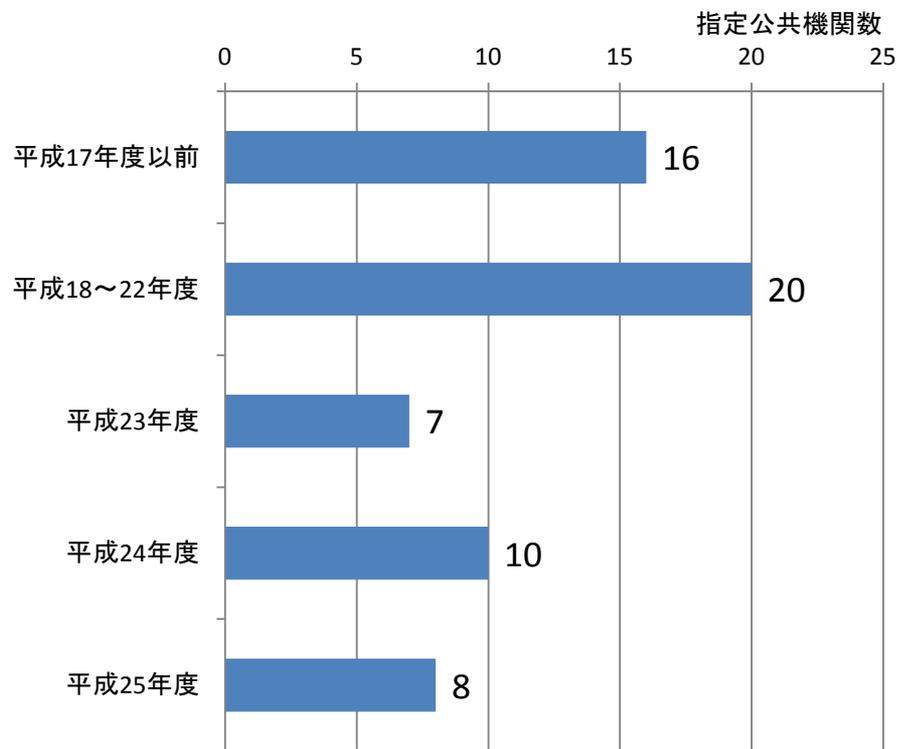
- 平成25年10月現在、指定行政機関全24機関、指定公共機関61機関で防災業務計画が作成されている。
- 指定行政機関では全体の79%、指定公共機関では全体の36%の機関が平成24年度以降に防災業務計画の見直しを行っている。

<指定行政機関、指定業務機関の最終修正年別機関数>

【指定行政機関】



【指定公共機関】



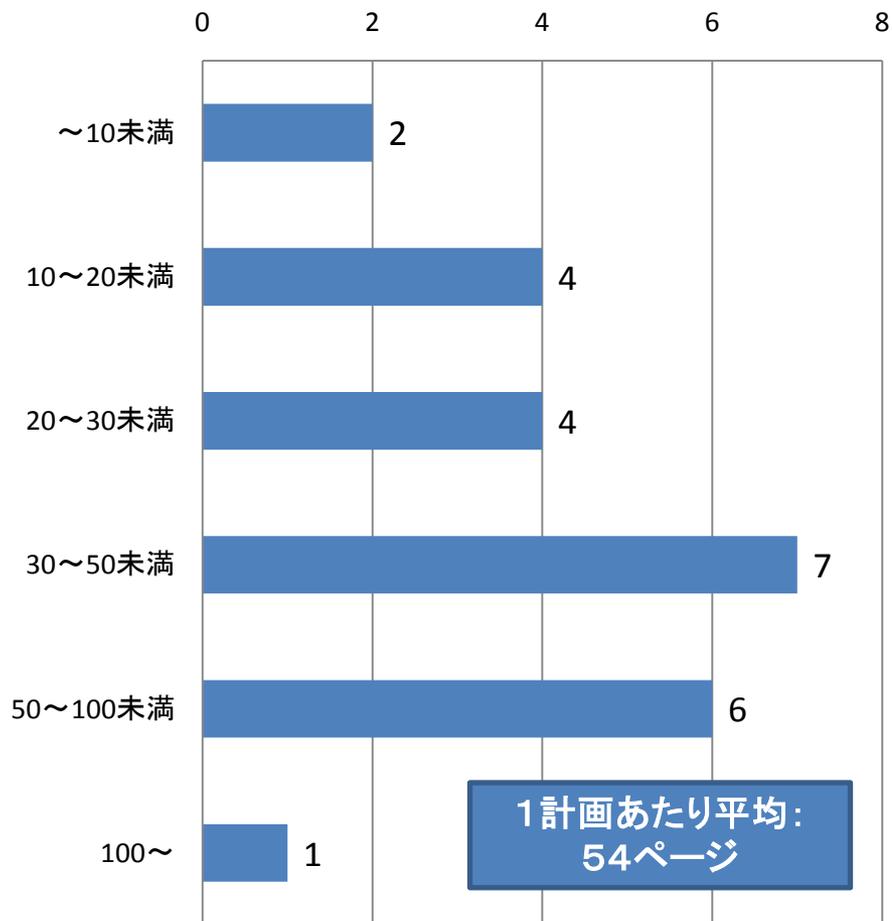
出典：内閣府調べ

防災業務計画の動向①

- 1計画当たりの平均ページ数は、指定行政機関で54ページ、指定公共機関で14ページである。

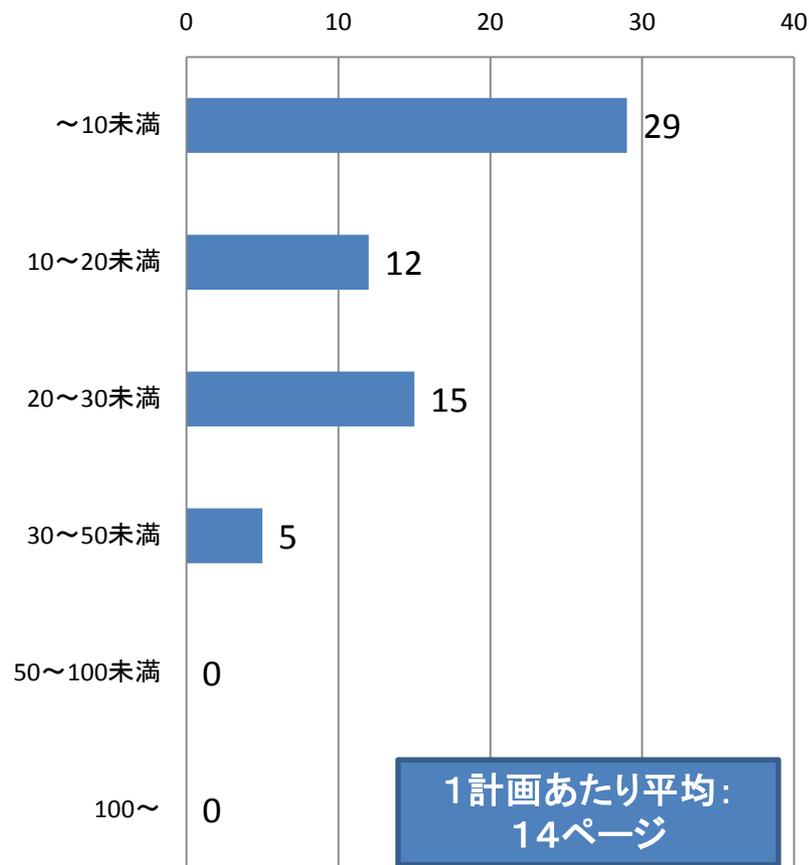
＜指定行政機関の防災業務計画の総ページ数の分布＞

指定行政機関数



＜各編別地域防災計画の総ページ数の分布＞

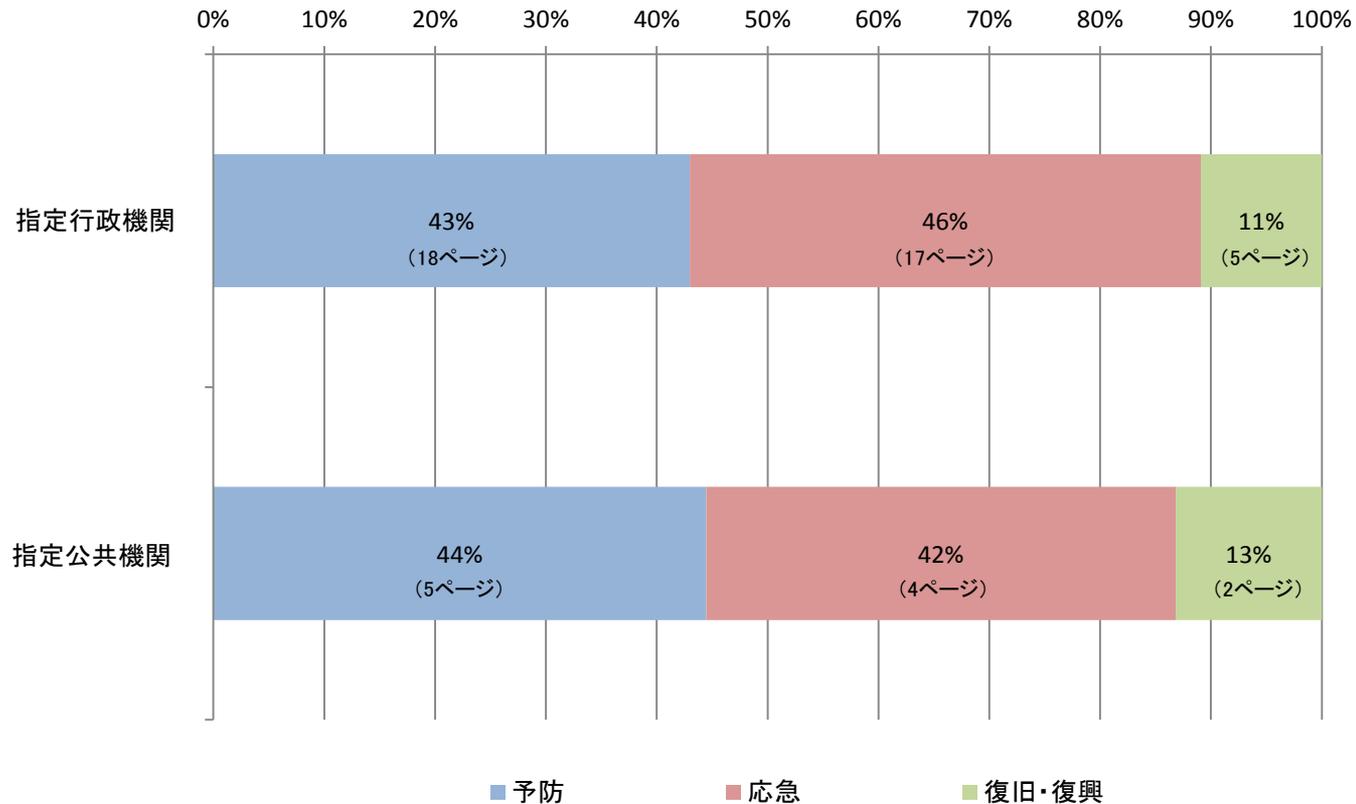
指定公共機関



出典：内閣府調べ

防災業務計画の動向②

- 計画のうち、予防、応急、復旧・復興ごとに分量を見ると、予防と応急が概ね同程度の分量となっている。



指定行政機関の防災業務計画の事例 ～消防庁(最終修正:24年11月)～

- あらゆる災害へ概ね共通する事項を示す基本対策編、個別災害への対策として特記すべき事項を示す個別災害対策編、地方公共団体における地域防災計画の作成の基準の3部構成
- 個別災害対策編の冒頭では、各災害対策における基本的考え方を示している

◆防災業務計画の構成

- 第Ⅰ部 総則
- 第Ⅱ部 消防庁における防災に関しとるべき措置
 - 第1編 基本対策編
 - 第2編 個別災害対策編
 - ・・・第1章～第14章に分けて、自然災害、事故災害の種類別に章だて
- 第Ⅲ部 地方公共団体における地域防災計画の作成の基準

◆防災業務計画の記載内容（例）

編・章	主な記載内容
第1編 基本対策編	防災体制、調査研究、災害予防（教育・訓練、防災思想の普及、自主防災体制の整備、防災施設の整備、応急対策への備え）等
第2編 個別災害対策編	地震/津波/風水害/火山/雪/林野火災/危険物施設/石油コンビナート/地下街等及び高層建築物/原子力/航空機/海上/毒劇物等/車両火災別に災害対策を記載

※個別災害対策編では、各災害対策における基本的考え方を示している

例) 地震対策：震災は、各種の災害が同時に複合的に生ずるところに特徴があり、また、極めて大規模な被害を生じるおそれがあることから、関係省庁、地方公共団体その他関係機関等との緊密な連携の下に総合的な対策の推進を図る。また、地震災害対策においては、集落又は都市全体の耐震化、不燃化という極めて長期間を要する構造的対策を計画的に実施することが重要であるが、一方、いつ発生するかわからない地震に対処するため、地震が発生したときに備える対策及び警戒宣言等東海地震に関連する情報が発令・発表されたときの対策も極めて重要である。このため、これらの対策を同時に促進する。

指定公共機関の防災業務計画の事例 ①～NTTグループ(最終修正:23年3月)～

- 日本電信電話会社（NTT）は、グループで共通の防災業務計画を作成
- 一般業務計画と地震別の計画（東海地震等）で構成し、非常時の社内体制、災害予防、災害応急対策等について記載

◆防災業務計画の基本方針

- (1) 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する。
- (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- (3) 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段を確保する
- (4) 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する。
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通についてお客様、国、地方自治体、ライフライン事業者及び報道機関等と連携を図る。

◆防災業務計画の主な内容

構成	主な記載内容
一般防災業務計画	
・ 防災体制の確立	非常態勢の区分、災害発生時の対策組織、グループ会社の連絡調整、社外関係機関（行政、ライフライン事業者等）との連絡調整
・ 災害予防	社員への防災教育、防災訓練、資機材の確保
・ 災害応急対策	情報収集・報告、重要通信確保、被災地への電話設置、対策要員の確保、社外機関への応援・協力要請、設備の応急復旧
東海地震/東南海・南海地震/日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策推進計画	それぞれの地震について、通報・連絡、防災体制の確立、災害予防、災害応急対策を記載

指定公共機関の防災業務計画の事例 ② ～東京ガス(最終修正:25年4月)～

- 一般防災業務計画と大規模地震防災強化計画で構成し、防災体制の確立、災害予防、災害応急対策、災害復旧について記載
- 非常対策本部の組織、非常体制時の業務分担、業務継続計画の発動について定めている

◆防災業務計画の基本構想

ガス施設の災害・二次災害の発生を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、防災対策の推進を図る。

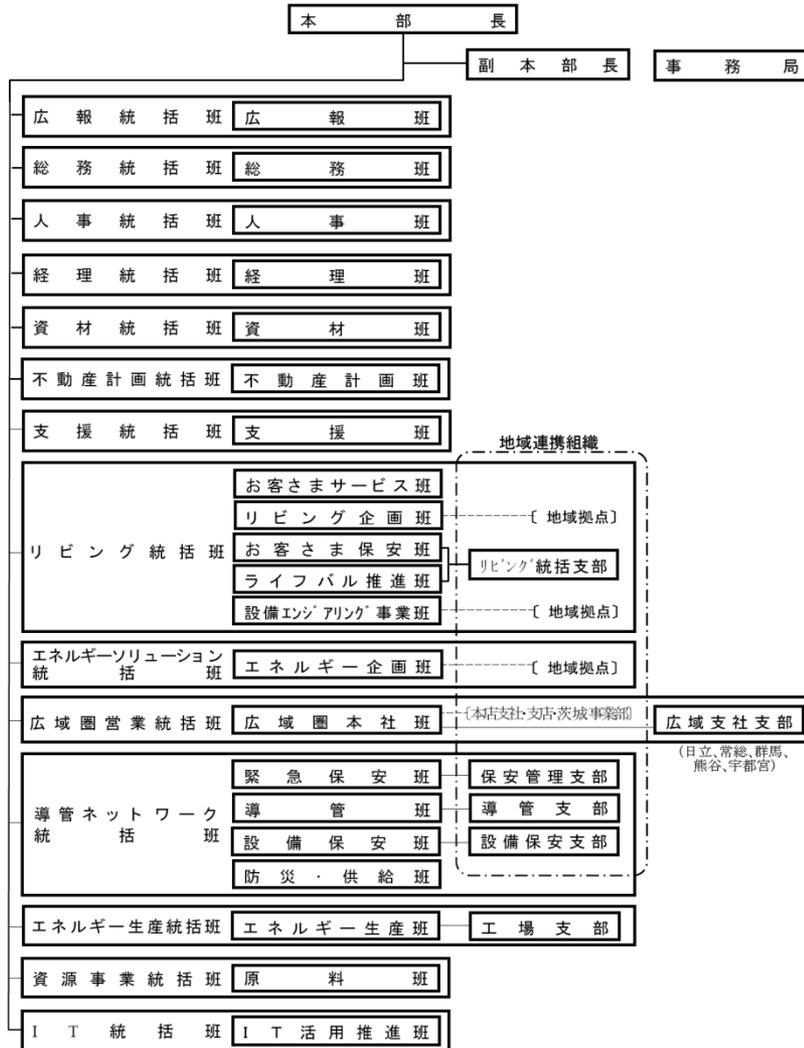
◆防災業務計画の主な内容

構成	主な記載内容
一般防災業務計画	
・ 防災体制の確立	非常体制の区分、災害発生時の対策組織と分担業務、外部関係機関（行政、ライフライン事業者等）との連携
・ 災害予防	社員への防災教育、防災訓練、ガス施設の機能確保（多重化等）、資機材の確保、ガス事故の防止（点検等）
・ 災害応急対策	情報収集・報告、対策要員の確保、事業継続計画の策定・発動、復旧用資機材の確保ガスの漏洩防止
・ 災害復旧	復旧計画の策定、製造設備・供給設備の復旧
大規模地震防災計画	非常体制の区分、災害発生時の対策組織について定める。他の対策は一般防災業務計画に準じる

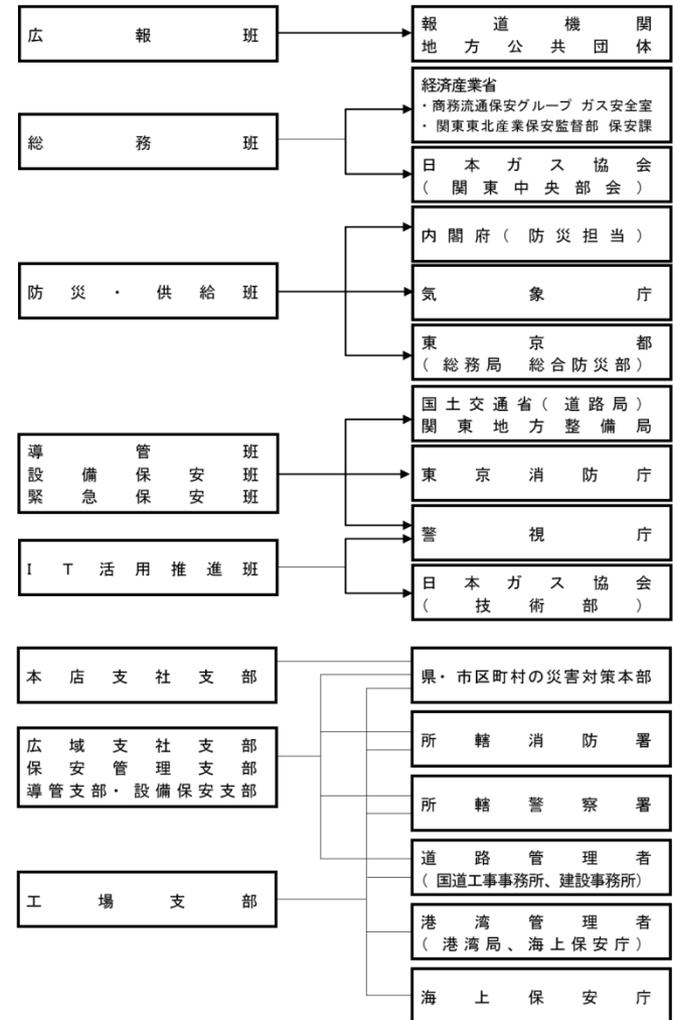
指定公共機関の防災業務計画の事例 ② ～東京ガス(最終修正:25年4月)～

○ 非常事態対策本部の組織、各班が連携すべき外部組織を体系的に整理している。

◆非常事態対策本部の組織



◆外部関係機関との連携



上記の連携は原則であり、災害対応上必要なときは各班で対応する。

4. 地域防災計画について

都道府県地域防災計画の概要(修正状況)

- 全都道府県で作成されており、平成23年度には30団体（63.8%）が34回の修正を実施。
- 修正内容は、「防災体制の組織・運営」「情報連絡体制」「避難・救護対策」が多い。
- ほとんどの都道府県は24年度以降に計画を修正。

＜地域防災計画の修正理由(平成23年度)＞

修正理由	件数	割合
①防災アセスメントの実施	6	13%
②防災ビジョンの記載	5	11%
③災害予防対策計画の見直し	25	53%
④災害応急対策計画の見直し	25	53%
⑤その他	14	30%

出典：消防庁「地方防災行政の現況」(H25.1)

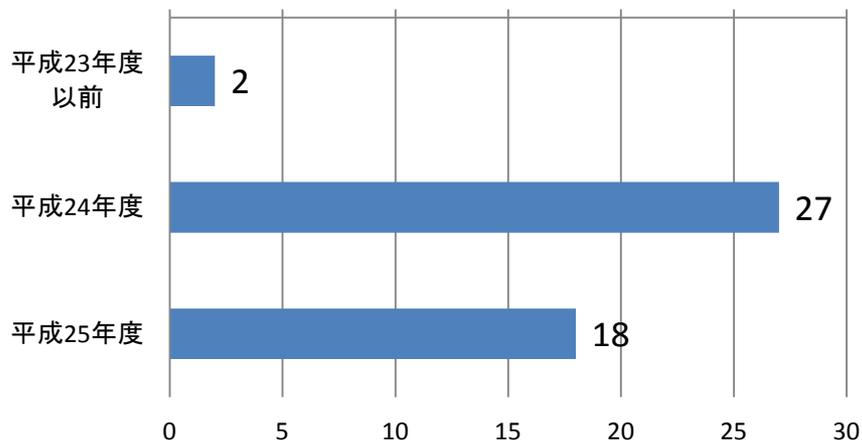
注：修正理由 件数：都道府県数
 構成比：全都道府県数に対する割合
 修正内容 件数：修正に関する延べ回数
 構成比：全都道府県数に対する割合

＜地域防災計画の修正内容(平成23年度)＞

修正内容	件数	割合
①防災体制の組織・運営	27	57%
②防災知識普及啓発	19	40%
③物資の備蓄	16	34%
④防災施設等の整備	23	49%
⑤災害発生危険箇所	15	32%
⑥①～⑤以外の災害予防対策	19	40%
⑦情報連絡体制	24	51%
⑧避難・救護対策	24	51%
⑨緊急輸送対策	15	32%
⑩⑦～⑨以外の応急対策	19	40%
⑪災害復旧・復興	20	43%
⑫字句等の軽微な修正	28	60%
⑬その他	9	19%

出典：消防庁「地方防災行政の現況」(H25.1)

＜地域防災計画の最終修正年度＞



出典：内閣府調べ

市町村地域防災計画の概要(修正状況)

- 全市区町村で作成されており、平成23年度には468団体（26.9%）が496回の修正を実施。
- 修正内容としては、「防災体制の組織運営に関する修正」「情報連絡体制に関する修正」「避難・救護対策に関する修正」が多い
- 東日本大震災の教訓を踏まえた修正状況は、修正済が235団体（13.5%）、修正検討中が1,427団体（81.9%）、修正未検討が80団体（4.6%）となっている。

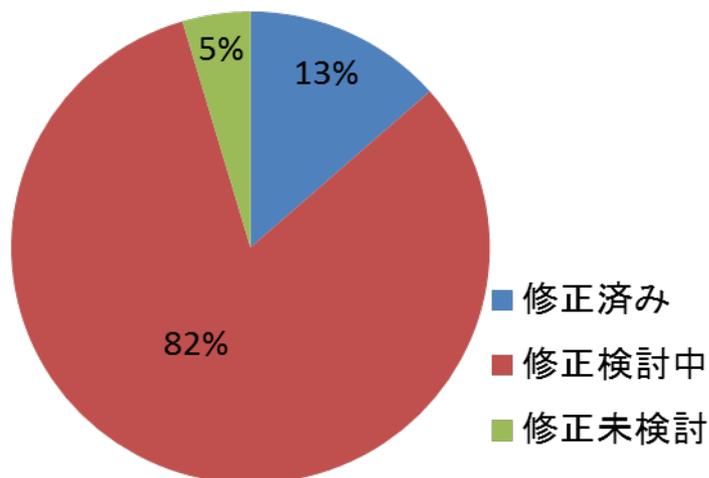
＜地域防災計画の修正理由(平成23年度)＞

修正理由	件数	割合
①防災アセスメントの実施	14	1%
②防災ビジョンの記載	25	1%
③災害予防対策計画の見直し	265	15%
④災害応急対策計画の見直し	267	15%
⑤地区別防災カルテの作成	48	3%
⑥その他	259	15%

＜地域防災計画の修正内容(平成23年度)＞

修正内容	件数	割合
①防災体制の組織運営に関する修正	295	17%
②防災知識普及啓発に関する修正	136	8%
③物資の備蓄に関する修正	168	10%
④防災施設等の整備に関する修正	150	9%
⑤災害発生危険箇所に関する修正	179	10%
⑥①～⑤以外の災害予防対策に関する修正	158	9%
⑦情報連絡体制に関する修正	255	15%
⑧避難・救護対策に関する修正	224	13%
⑨緊急輸送対策に関する修正	101	6%
⑩⑦～⑨以外の応急対策に関する修正	136	8%
⑪災害復旧・復興に関する修正	109	6%
⑫字句等の軽微な修正	360	21%
⑬その他	107	6%

図 東日本大震災の教訓を踏まえた修正状況(H24.4.1現在)



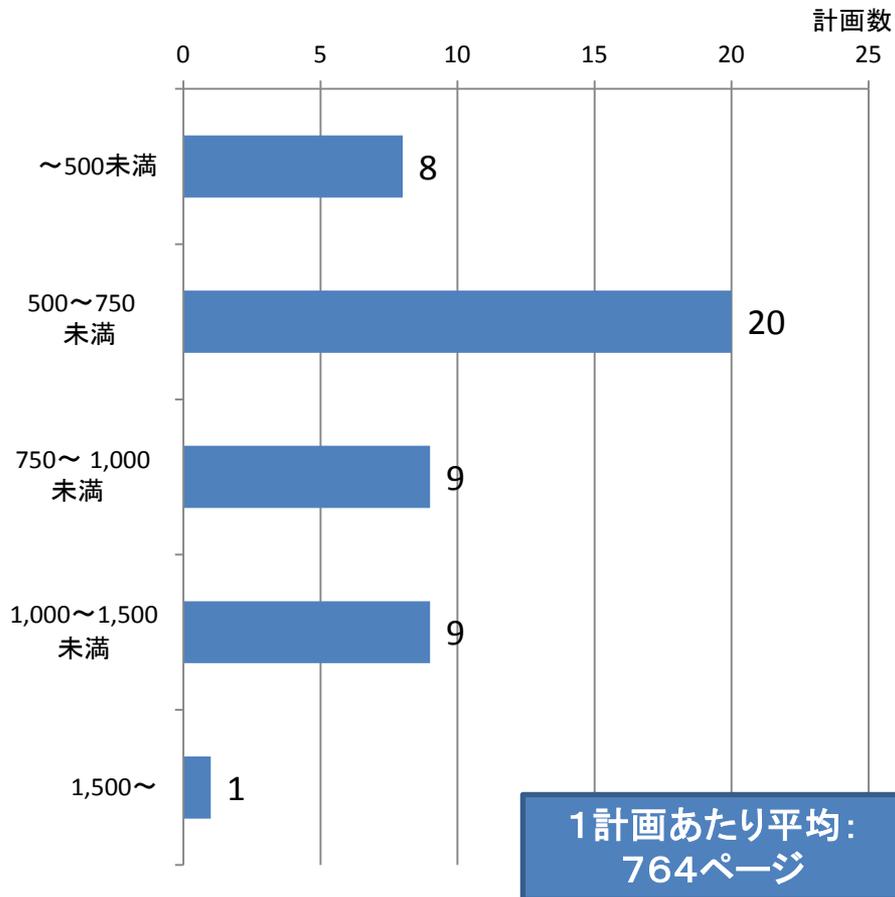
注: 修正理由 件数:市区町村数 構成比:全市区町村数に対する割合
修正内容 件数:修正に関する延べ回数 構成比:全市区町村数に対する割合

出典:消防庁「地方防災行政の現況」(H25.1)

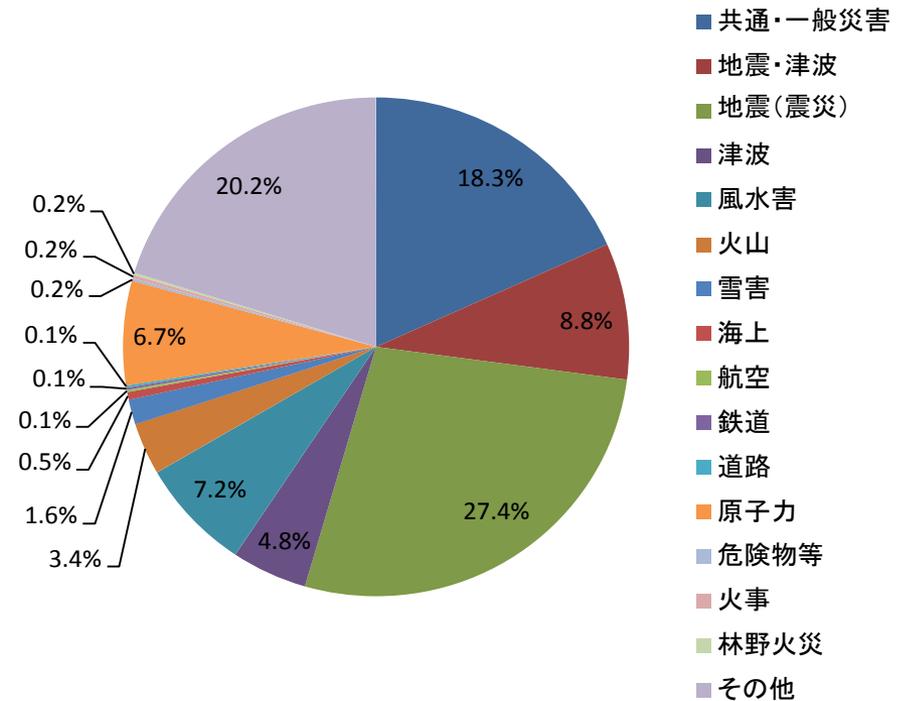
都道府県地域防災計画の動向

- 1計画当たりのページ数は、平均764ページであり、500～750ページの計画が多い。
- 各編別にみると、共通・一般災害のほか、地震、津波、風水害編の分量が多く、原子力以外の事故災害の分量はわずかとなっている。

＜地域防災計画の総ページ数の分布＞



＜各編別地域防災計画の総ページ数の分布＞



都道府県地域防災計画の動向

- 編構成を見ると、共通編を設けているものが24計画である。
- 編ごとの中身をみると、概ね、どの編も予防：応急：復旧・復興が3：6：1の割合となっている

表 地域防災計画の中で編を設けている計画数
「編」として掲載している都道府県数

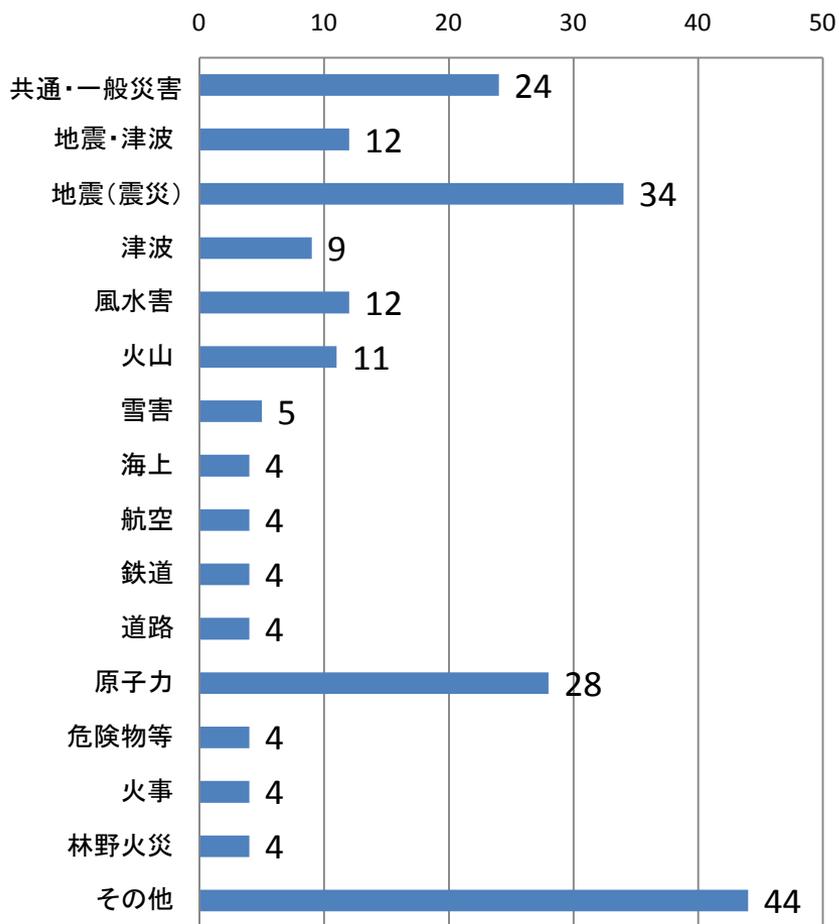
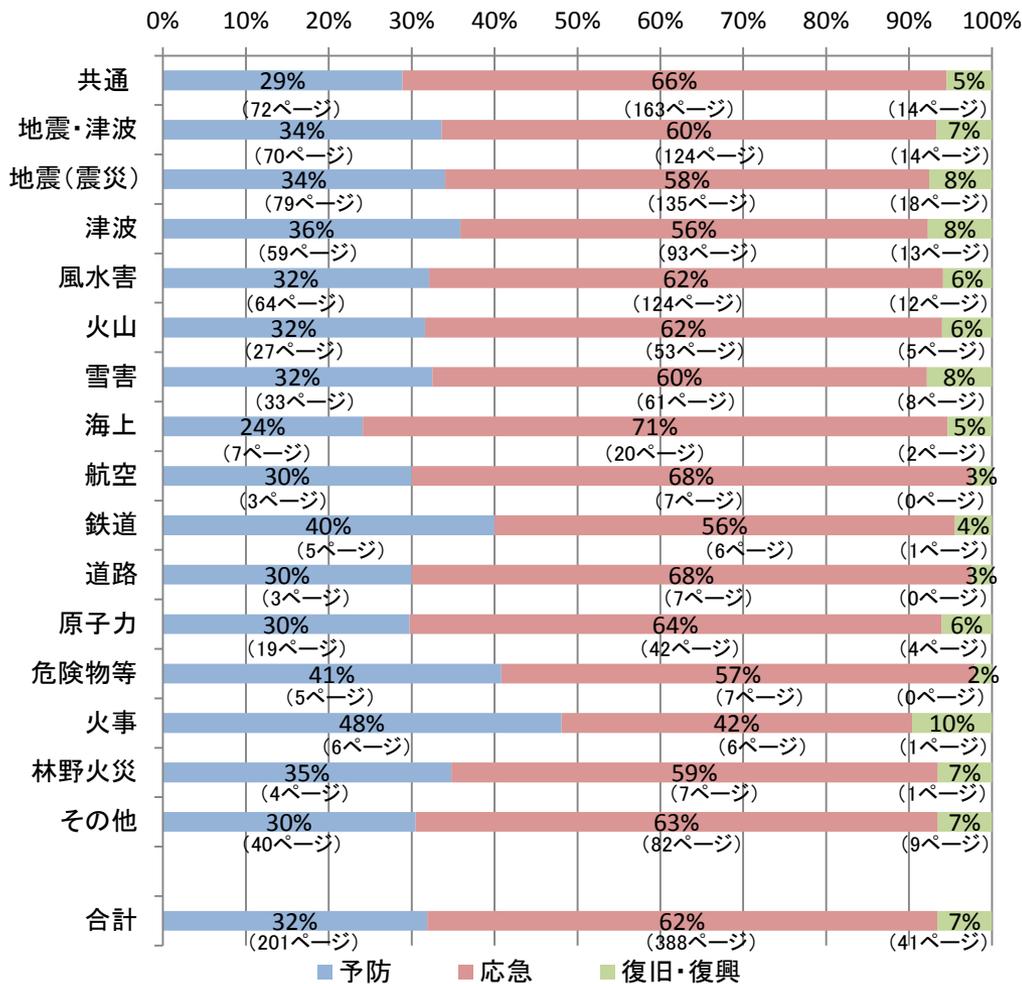


表 各編別 予防、応急、復旧・復興ごとのページ割合

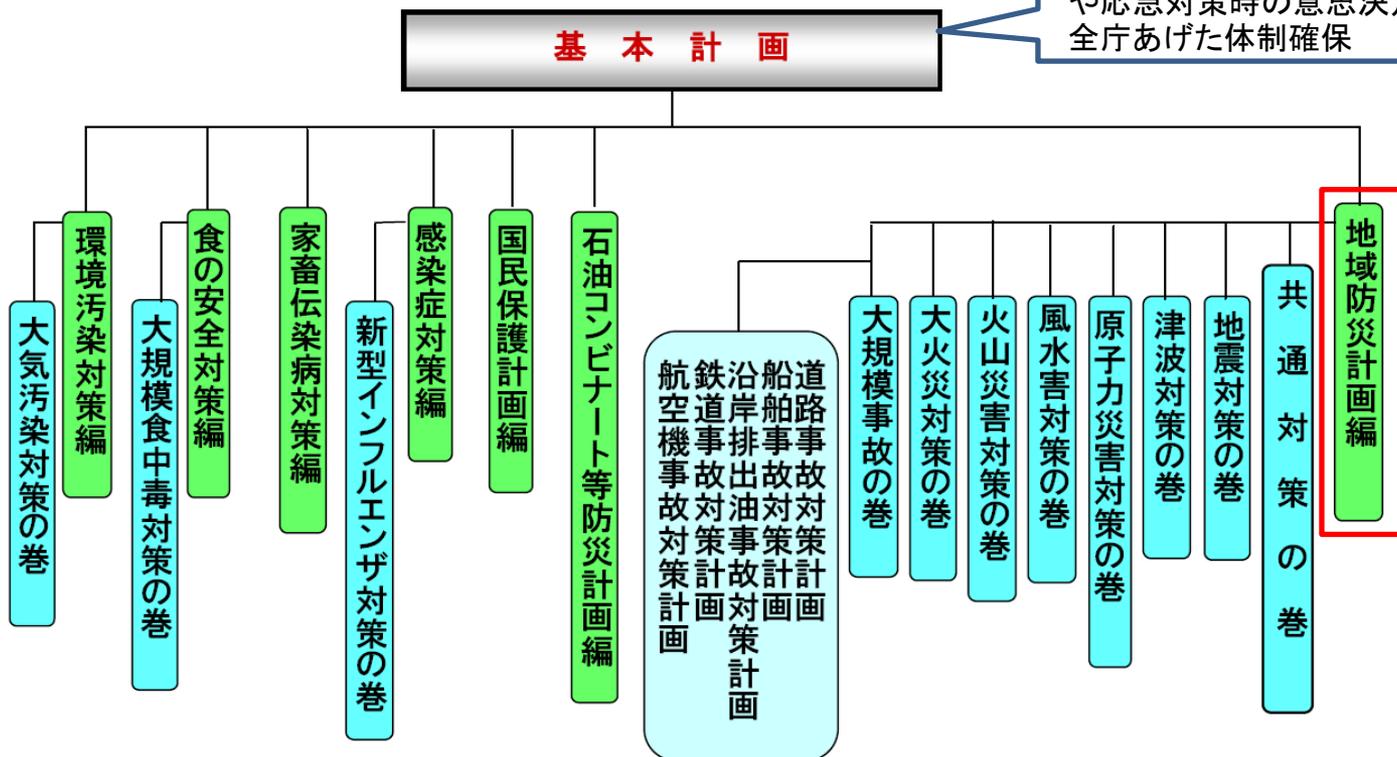


地域防災計画の事例 ① ～静岡県(最終修正:25年6月)～

- 様々な危機事案の基本となる危機管理計画を作成し、地域防災計画の上位に位置付け
- 地域防災計画は、共通対策の巻のほか、地震・津波・風水害・火山・原子力・大火災・大規模事故の巻からなる
- 地震・津波対策については、別途アクションプログラムを作成し、目標設定・見直しを実施

◆「ふじのくに危機管理計画」(23年6月)の概要

事態対処の基本となる平時からの危機管理システムや応急対策時の意思決定システムなどを統一し、全庁あげた体制確保



【ふじのくに危機管理計画の主な内容】

- 事前対策:危機管理連絡調整会議等庁内横断的な会議の開催
- 情報資源のデータベース化
- 意思決定システムの統一(災害発生時の対策本部会議)
- 庁内役割分担の明確化 など

地域防災計画の事例 ① ～静岡県(最終修正:25年6月)～

◆地域防災計画の構成

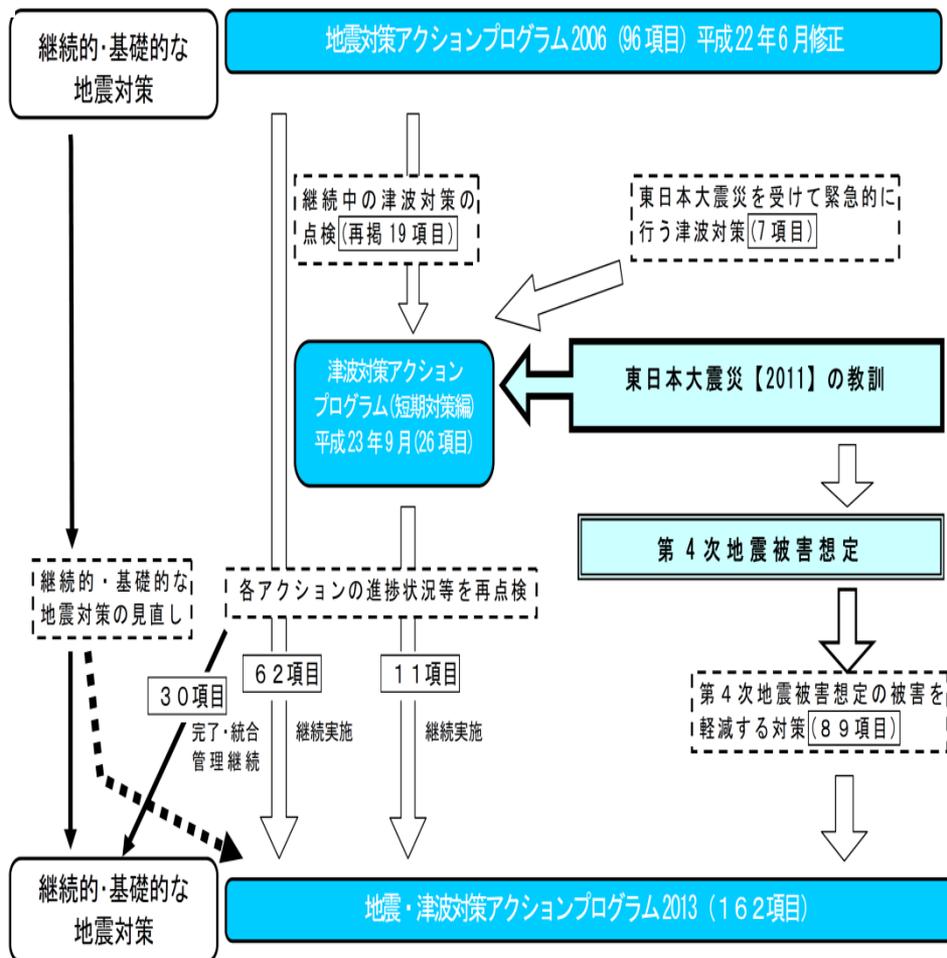
各巻の名称	記載内容
1 共通対策の巻	各巻(2～8巻)に共通する総則、災害予防計画、災害応急計画、災害復旧計画
2 地震対策の巻	地震による災害対策
3 津波対策の巻	津波(遠地津波を含む)による災害対策
4 原子力災害対策の巻	原子力事故等による災害対策
5 風水害対策の巻	風水害による災害対策
6 火山災害対策の巻	伊豆東部火山群及び富士山の火山活動による災害対策
7 大火災対策の巻	大火災(林野火災を含む)、大爆発による災害対策
8 大規模事故対策の巻	道路事故、船舶事故、排出油事故、鉄道事故、航空機事故による災害対策
9 資料の巻	各巻に付属する各種資料

- 各編は、総則、災害予防、災害応急対策、復旧・復興それぞれで章を構成
- 県、市町、指定地方行政機関や指定公共機関等の防災関係機関ごとに実施内容を記載

◆地震・津波対策アクションプログラム2013 (H25.11)

減災目標：想定される犠牲者を今後10年間で8割減少を目指す(※達成時期：平成34年度末)

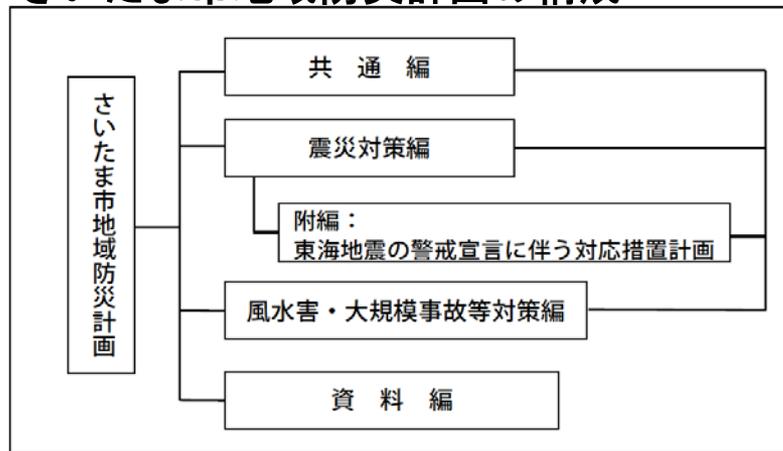
アクションプログラムは、進捗状況や災害教訓などをもとに見直し・追加がなされている



地域防災計画の事例 ② ～埼玉県さいたま市(最終修正:24年6月)～

- 共通編、震災対策編、風水害・大規模事故対策編からなり、災害予防、災害復旧・復興部分については、共通編に一元化。
- 減災目標として、死者数の減少、災害時要援護者への支援など定量・定性的な目標を設定

◆さいたま市地域防災計画の構成



◆共通編の目次構成

部	章
第1部 総則	計画の方針、市の概況、地震・風水害等の災害特性、被害想定、災害対策の方針、防災関係機関の役割分担、市民・事業所の責務
第2部 災害予防計画	災害に強い都市環境の整備、防災体制の整備、行政と市民の協力による防災対策、災害の防止に関する調査研究
第3部 災害時受援計画及び復旧・復興計画	受援計画、総合的な復旧・復興計画、民生安定のための措置
第4部 災害応援計画	応援の基本、災害応援活動の展開、相互応援協定の発動、被災者生活の支援

◆地震災害の減災目標

1 死者数の半減	○想定される死者数を半減し、経済被害を最小限にとどめる。 達成目標年次 平成27年度末 具体的な目標 ①建物倒壊による死者数軽減 ②火災による死者数軽減 ③建築物耐震化等による経済被害軽減
2 災害時要援護者への支援	○災害時要援護者名簿を活用した避難支援プランを作成・運用し、災害時の救助、避難誘導等を円滑に行う。 達成目標年次 平成24年度末 具体的な目標 ①災害時要援護者情報の把握と地域による災害時要援護者とのつながりの促進 ②災害時要援護者への効率的な支援を実施するための体制確立 ③災害時要援護者情報を活用した個人別避難支援プランの作成
3 防災組織の育成強化による減災	○自主防災組織結成率を90.0%にし、地震災害時における地域の自主的かつ組織的な防災活動力の向上を図る。 達成目標年次 平成24年度末 具体的な目標 ①自主防災組織の結成推進、運営支援 ②自主防災組織の防災訓練の支援、充実 ③自主防災組織のネットワーク化
4 帰宅困難者対策の強化	○さいたま市直下型地震の被害想定では約140,000人と想定されるさいたま市内の帰宅困難者の発生を半減させ、これによる混乱と危険を回避する。 達成目標年次 平成27年度末 具体的な目標 ①一般企業・学校の一斉帰宅（帰宅困難者の集中流出）を抑制 ②一時滞在施設等の確保 ③支援物資の供給等、帰宅困難者・徒歩帰宅者の帰宅支援の充実

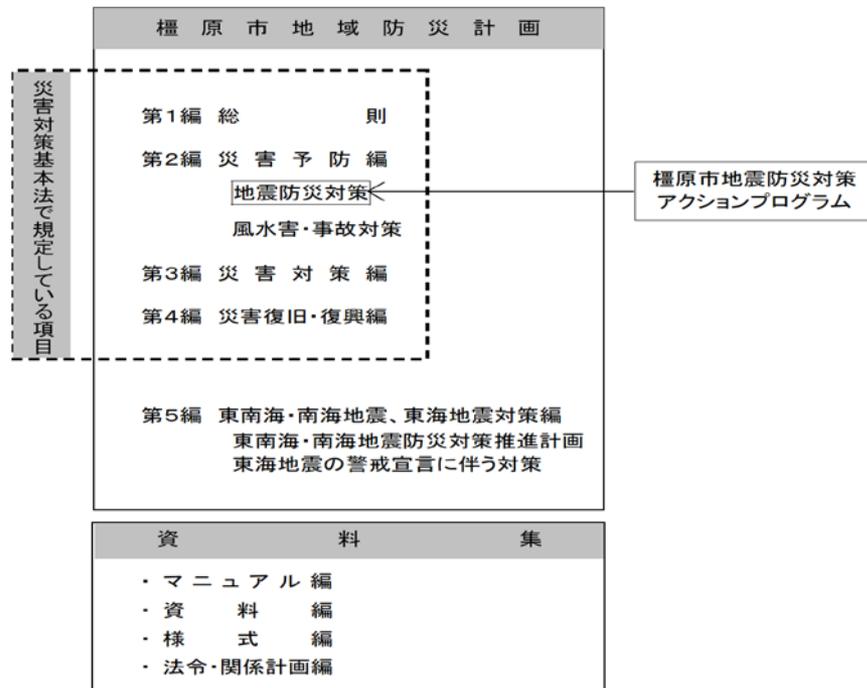
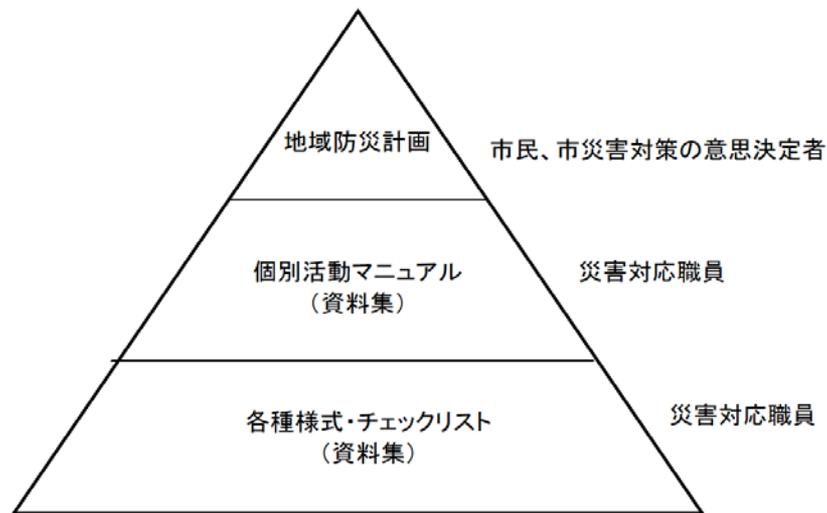
◆風水害その他の減災目標

- 1 人的被害の軽減：ソフト対応による人的被害ゼロを目指す。
- 2 災害時要援護者への支援：地域防災力の向上による、きめ細かな支援
- 3 地域防災力の強化による減災：ゲリラ豪雨、突風等、局所的被害の軽減
- 4 帰宅困難者対策：気象情報からの早期帰宅等による一斉帰宅困難者の半減

地域防災計画の事例 ③ ～奈良県橿原市(最終修正:21年6月)～

- 本編の掲載内容をできるだけ簡素化し、具体的な活動内容や基準などは、資料編に委ねている。(本編は全63ページ)
- 本編では、対策の目的と施策の柱/業務を簡潔に記載し、参照すべきマニュアル等を明記。
- 震災対策については、人的被害を10年間で半減するという減災目標を設定。

◆橿原市地域防災計画の構成



◆震災対策の記述の例

第1章 震災対策

基本理念	21世紀前半の地震活動期に備え、市民とともに防災協働社会を実現し、安全で安心して暮らせる街「かしはら」を目指す。
減災目標	大規模地震発生時の人的被害を今後10年間で半減。
施策の柱	地震に強いまちをつくる、地域の防災力を向上させる、的確な防災情報処理を実施する、市民に対して(いのちを守る、安全・安心を守る、生活基盤を安定させる、市民の生活を支援する等)、復興を視野に入れる

※地震災害の具体的な実施計画として「地震防災対策アクションプログラム」